

2014 年 1 月 7 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

— 工商行政関連 —

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 297 号 ）

全人代常務委員会、 改正『会社法』を公布 最低資本金等の規定を削除

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

全国人民代表大会常務委員会は 2013 年 12 月 28 日、『中華人民共和国公司法』（以下『会社法』という）の改正案を可決し、同日付で公布しました（主席令第 8 号）。改正『会社法』（以下『改正法』という）は、最低登録資本金額、会社登記時の出資金払込検査報告の提出、資本金の初回払込比率等に係る規定を削除しており、2014 年 3 月 1 日より施行されます。

□ 「授權資本金登記制度」へ移行

会社の最低資本金額について、2006 年に改正施行された現行『会社法』（以下『現行法』という）は有限責任公司以 3 万元、一人有限責任公司（100% 出資の外商独資も含まれる）で 10 万元、株式有限公司で 500 万元と規定しています。

『改正法』はこれらの条文を削除し、原則として資本金 1 元から有限公司を設立できるよう規制緩和を図っています。ただし、業界関連規定が別途、最低資本金額や払込に対して要求を設けている場合、その要求を満たす必要があります。

また『改正法』は、会社登記時に出資金払込検査報告の提出を求める規定を削除。実際に払い込んだ資本金額を登記する

【図表 1】『会社法』の主な変更点

	『現行法』の規定	『改正法』の規定
最低資本金額	有限責任公司以 3 万元 一人有限責任公司以 10 万元 株式有限公司で 500 万元 （業界関連規定が別途、最低資本金額を設けている場合、その規定に従う）	なし （業界関連規定が別途、最低資本金額を設けている場合、その規定に従う）
払込資本金の登記	工商行政管理局に出資金払込検査報告を提出	出資金払込検査報告の提出は不要
初回出資額	登録資本金の 20% 以上	出資者が会社定款にて自主的に約定
現金出資比率	登録資本金の 30% 以上	
出資期限	2 年（投資性公司是 5 年）	

（中国アドバイザー一部作成）

「払込資本金登記制度」から、会社定款等で定めた資本金額のみを登記する「授權資本金登記制度」への変更を図っています。このほか、出資者全体の初回出資額、現金出資比率、出資期限に関する制限を撤廃しており、今後は出資者による会社定款での自主的な約定に委ねられることとなります。

□ 改革試行を踏まえ法改正

全国人民代表大会は2013年3月14日に『國務院機構改革および職能轉換計画についての決定』を公布。投資や生産経営活動に係る批准事項の削減・委譲、工商登記制度の改革等によって政府による企業経済活動への介入を減らし、同時に行政の簡素化・効率化を進めて、市場の活性化を図る方針を明らかにし、実際に行政許認可の廃止や権限委譲、行政手続費用の無料化等の改革を進めています。この決定には、払込資本金登記制度から授權資本金登記制度への変更と工商登記条件の緩和も明記しており、深圳市等の一部地域で出資金払込検査を不要とする等の改革試行が進んでいました。

市場開放と規制緩和をさらに進めるために設置された中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）においても、会社設立手続の簡素化が図られました。国家工商行政管理総局は、2013年9月26日付で『「国家工商行政管理総局による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する若干意见」の印刷・配布に関する通達』（工商外企字[2013]147号）を公布。上海自由貿易区で設立される企業に対して授權資本金登記制度を実施し、最低資本金額や出資要件に関する規制も緩和しました。

これら改革試行の進展を受け、國務院は10月25日の常務会議において登録資本金登記制度改革の全国展開を決定しました。この決定は、①『現行法』が定める最低資本金制限の緩和と初回出資比率・出資期限に係る制限の撤廃、②年次検査制度から年度報告制度への変更、③企業の住所登記条件の緩和、④企業信用制度の構築、⑤払込資本金登記制度から授權資本金登記制度への変更、を盛り込んでおり、改革によって「創業コストを引き下げ、社会の投資活力を刺激する」考えを明確にしていました（國務院常務会議の声明）。今回の『会社法』改正はこの決定を受けたもので、今後、会社設立関連規定の改訂が進むものとみられます。

□ 「外資三法」の改正が焦点に

『改正法』により、外商投資企業の設立手続はどう変わるのでしょうか。外商投資企業に対しては、一般法である『会社法』のほか、特別法・規定も適用されるため、当面はその修正や新規定公布の進展を見定める必要がありそうです。

とりわけ、外商投資企業に関する基本法である「外資三法」（『外資企業法』『中外合資經營企業法』『中外合作經營企業法』）とその実施細則の改正が焦点となります。上海自由貿易区では現在、「ネガティブリスト」掲載の業種を除き、外商投資のプロジェクトや企業設立に係る認可・批准手続を原則不要とする規制緩和措置が実施されています。この改革を実行するため、全国人民代表大会常務委員会は2013年8月30日に『中国（上海）自由貿易試験区において関連法律が規定する行政審査・批准の一時的な調整を國務院に授權することに関する決定』を可決・公布。「外資三法」が定める外商投資企業の設立・変更、経営期限の延長等に係る審査・批准手続を同区内において3年間停止し、すべて届出管理へと変更することを決定しました。3年間でその効果と影響を見極め、「外資三法」の改正を進める考えを示し

ており、商務部はすでに修正に関する意見募集を開始しています。

【図表 2】 外商投資企業に対する主な特別規定

	規定内容	根拠規定
最低資本金額	外商投資株式有限公司	3000 万元（払込株式資本総額）。外国株主による持株比率は 25%以上でなければならない。
	外資 100% 企業	『外商投資株式有限公司設立の若干問題に関する暫定規定』（対外貿易経済合作部令 1995 年第 1 号）第 7 条
	外商投資性公司	『外資企業法実施弁法』（国务院令 2001 年第 301 号）第 20 条
出資期限	外商投資性公司	3000 万米ドル。
	中外合併企業	『外商投資による投資性公司開設に関する規定』（商務部令 2004 年第 22 号）第 3 条
	中外合併企業	一括で出資する場合、合併双方は営業許可証の発行日から 6 カ月以内に払い込まなければならない。分割して出資する場合、合併双方の第 1 回目の出資は出資引受額の 15%を下回らない額を、営業許可証の発行日から 3 カ月以内に払い込まなければならない。
	外資 100% 企業	『中外合資経営企業の合併双方による出資に係る若干規定』（対外貿易経済合作部・国家工商行政管理局 1988 年 1 月 1 日）第 4 条
	外商投資企業、外商投資性公司	分割して出資する場合、最後の出資は営業許可証の発行日から 3 年以内に払い込まなければならない。第 1 回目の出資は出資引受額の 15%を下回らない額を、営業許可証の発行日から 90 日以内に払い込まなければならない。
	外商投資企業、外商投資性公司	『外資企業法実施弁法』第 30 条
出資期限	外商投資企業、外商投資性公司	外商投資有限責任公司是 2 年以内、外商投資性公司是 5 年以内に全額を払い込まなければならない。
	外商投資企業	『会社登記管理条例』（国务院令 2005 年第 451 号）
	外商投資企業	一括で出資する場合、会社成立日から 6 カ月以内に払い込まなければならない。分割して出資する場合、初回出資は出資引受額の 15%を下回らず、法定の最低資本金額も下回らない額を、会社成立日から 3 カ月以内に払い込まなければならない。
出資期限	外商投資企業	『外商投資の会社審査・批准登記管理法律適用の若干問題に関する執行意見』（工商外企字[2006]81 号）第 9 条
	外商投資性公司	営業許可証の発行日から 2 年以内の出資払込は 3000 万米ドルを下回ってはならず、残りの出資は営業許可証の発行日から 5 年以内に払い込まなければならない。
出資期限	外商投資性公司	『外商投資による投資性公司開設に関する補充規定』（商務部令 2006 年第 3 号）第 1 条

（関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

『改正法』の詳細については、4 ページからの条文比較表（日本語仮訳、中国語原文）をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

『会社法』改正前後の条文比較（日本語仮訳）

	改正前の条文	改正後の条文
営業許可証	【第7条第2項】会社の営業許可証には、会社の名称、住所、登録資本金、 払込資本金 、経営範囲、法定代表者の氏名等の事項を明記しなければならない。	会社の営業許可証には、会社の名称、住所、登録資本金、経営範囲、法定代表者の氏名等の事項を明記しなければならない。
設立条件	【第23条第(2)項】株主の出資が法定の資本金最低限度額に達していること。	会社定款の規定に合致する株主全体が引き受けた出資額を有すること。
最低登録資本金	【第26条】有限責任会社の登録資本金は、会社登記機関で登記した株主全体が引き受ける出資額とする。 会社株主全体の初回出資額は、登録資本金の20%を下回ってはならず、法定の登録資本金最低限度額も下回ってはならず、残りの部分は発起人による会社の成立日から2年以内に払い込む。このうち、投資性会社は5年以内に払い込むことができる。 有限責任会社の登録資本金の最低限度額は、人民元3万元とする。法律、行政法規に有限責任会社の登録資本金の最低限度額に対する比較的高い規定がある場合、その規定に従う。	有限責任会社の登録資本金は、会社登記機関で登記した株主全体が引き受ける出資額とする。 法律、行政法規および国务院の決定に有限責任会社の 登録資本金の払込 、登録資本金の最低限度額に対する規定が別途ある場合、その規定に従う。
出资方式	【第27条第3項】 株主全体の通貨出資金額は、有限責任会社の登録資本金の30%を下回ってはならない。	〔削除〕
出資金払込検査報告	【第29条】 株主が出資金を払い込んだ後、法に基づき設立された出資金払込検査機構の出資金払込検査を経て証明を発行しなければならない。	〔削除〕
設立登記	【第30条】株主の初回出資金は、 法に基づき設立された出資金払込検査機構の出資金払込検査を経た後 、株主全体が指定する代表者もしくは共同委託する代理人が会社登記機構に会社登記申請書、会社定款、 出資金払込検査報告 等の文書を送付し、設立登記を申請する。	株主が会社定款規定の出資額を引き受けた後 、株主全体が指定する代表者もしくは共同委託する代理人が会社登記機構に会社登記申請書、会社定款等の文書を送付し、設立登記を申請する。
株主名簿	【第33条第3項】会社は、株主の氏名もしくは名称および その出資額 を会社登記機関に登録しなければならない。登記事項に変更が発生した場合、変更登記を行わなければならない。登記もしくは変更登記を経ていない場合、第三者に対抗してはならない。	会社は、株主の氏名もしくは名称を会社登記機関に登録しなければならない。登記事項に変更が発生した場合、変更登記を行わなければならない。登記もしくは変更登記を経ていない場合、第三者に対抗してはならない。
一人有限責任会社の最低資本金額	【第59条第1項】 一人有限公司の登録資本金最低限度額は、人民元10万元とする。株主は会社定款が規定する出資額を一括して全額払い込まなければならない。	〔削除〕
株式有限公司の設立条件	【第77条第(2)項】発起人が引受および募集する株式資本が法定の資本最低限度額に達していること。	会社定款の規定に合致する発起人全体が引き受ける株主資本総額または募集する払込株式資本総額を有していること。

株式有限公司 の登録資本金	【第 81 条第 1 項】株式有限公司を發起設立方式により設立する場合、登録資本金は会社登記機関で登記した發起人全体が引き受ける株式資本総額とする。会社の發起人全体の初回出資額は、登録資本金の 20% を下回ってはならず、残りの部分は發起人による会社の成立日から 2 年以内に払い込む。このうち、投資会社は 5 年以内に払い込むことができる。払込前に、他者に株式を募集してはならない。	株式有限公司を發起設立方式により設立する場合、登録資本金は会社登記機関で登記した發起人全体が引き受ける株式資本総額とする。發起人が引き受ける株式を払い込む前に、他者に株式を募集してはならない。
	【第 81 条第 3 項】株式有限公司の登録資本金の最低限度額は、人民元 500 万元とする。法律、行政法規に株式有限公司の登録資本金の最低限度額に対する比較的高い規定がある場合、その規定に従う。	法律、行政法規および国务院の決定に株式有限公司の登録資本金の払込、登録資本金の最低限度額に対する規定が別途ある場合、その規定に従う。
株式有限公司 の發起人の出 資義務	【第 84 条第 1 項】發起設立方式で株式有限公司を設立する場合、發起人は会社定款がその引受を規定する株式を書面で引き受けなければならない。一括で払い込む場合、直ちにすべての出資金を払い込まなければならない。分割して払い込む場合、直ちに初回の出資金を払い込まなければならない。非通貨財産で出資する場合、法に基づきその財産権の移転手続を行わなければならない。	發起設立方式で株式有限公司を設立する場合、發起人は会社定款がその引受を規定する株式を書面で引き受け、合わせて会社定款の規定に基づき出資金を払い込まなければならない。非通貨財産で出資する場合、法に基づきその財産権の移転手続を行わなければならない。
株式有限公司 の設立登記	【第 84 条第 3 項】發起人が初回の出資を払い込んだ後、董事会および監事会を選挙し、董事会が会社登記機関に会社定款、法に基づき設定された出資金払込検査機構が発行した出資金払込証明および法律、行政法規の規定するその他の文書を送付し、設立登記を申請しなければならない。	發起人が会社定款で規定した出資額を引き受けた後、董事会および監事会を選挙し、董事会が会社登記機関に会社定款および法律、行政法規の規定するその他の文書を送付し、設立登記を申請しなければならない。
登録資本金 の減資	【第 178 条第 3 項】会社減資後の登録資本金は、法定の最低限度額を下回ってはならない。	〔削除〕

(中国アドバイザー一部作成)

『会社法』改正前後の条文比較（中国語原文）

	修改前	修改后
营业执照	【第七条第二款】公司营业执照应当载明公司的名称、住所、注册资本、实收资本、经营范围、法定代表人姓名等事项。	公司营业执照应当载明公司的名称、住所、注册资本、经营范围、法定代表人姓名等事项。
设立条件	【第二十三条第二项】（二）股东出资达到法定资本最低限额；	（二）有符合公司章程规定的全体股东认缴的出资额；
注册资本最低限额	【第二十六条】有限责任公司的注册资本为在公司登记机关登记的全体股东认缴的出资额。公司全体股东的首次出资额不得低于注册资本的百分之二十，也不得低于法定的注册资本最低限额，其余部分由股东自公司成立之日起两年内缴足；其中，投资公司可以在五年内缴足。 有限责任公司注册资本的最低限额为人民币三万元。法律、行政法规对有限责任公司注册资本的最低限额有较高规定的，从其规定。	有限责任公司的注册资本为在公司登记机关登记的全体股东认缴的出资额。 法律、行政法规以及国务院决定对有限责任公司注册资本实缴、注册资本最低限额另有规定的，从其规定。
出资方式	【第二十七条第三款】全体股东的货币出资金额不得低于有限责任公司注册资本的百分之三十。	〔削除〕
验资报告	【第二十九条】股东缴纳出资后，必须经依法设立的验资机构验资并出具证明。	〔削除〕
设立登记	【第三十条】股东的首次出资经依法设立的验资机构验资后，由全体股东指定的代表或者共同委托的代理人向公司登记机关报送公司登记申请书、公司章程、验资证明等文件，申请设立登记。	股东认足公司章程规定的出资后，由全体股东指定的代表或者共同委托的代理人向公司登记机关报送公司登记申请书、公司章程等文件，申请设立登记。
股东名册	【第三十三条第三款】公司应当将股东的姓名或者名称及其出资额向公司登记机关登记；登记事项发生变更的，应当办理变更登记。未经登记或者变更登记的，不得对抗第三人。	公司应当将股东的姓名或者名称向公司登记机关登记；登记事项发生变更的，应当办理变更登记。未经登记或者变更登记的，不得对抗第三人。
一人有限责任公司的注册资本最低限额	【第五十九条第一款】一人有限责任公司的注册资本最低限额为人民币十万元。股东应当一次足额缴纳公司章程规定的出资额。	〔削除〕
股份有限公司的设立条件	【第七十七条第二项】（二）发起人认购和募集的股本达到法定资本最低限额；	（二）有符合公司章程规定的全体发起人认购的股本总额或者募集的实收股本总额

股份有限公司 的出资限额	【第八十一条第一款】股份有限公司采取发起设立方式设立的，注册资本为在公司登记机关登记的全体发起人认购的股本总额。公司全体发起人的首次出资额不得低于注册资本的百分之二十，其余部分由发起人自公司成立之日起两年内缴足；其中，投资公司可以在五年内缴足。在缴足前，不得向他人募集股份。	股份有限公司采取发起设立方式设立的，注册资本为在公司登记机关登记的全体发起人认购的股本总额。在发起人认购的股份缴足前，不得向他人募集股份。
	【第八十一条第三款】股份有限公司注册资本的最低限额为人民币五百万元。法律、行政法规对股份有限公司注册资本的最低限额有较高规定的，从其规定。	法律、行政法规以及国务院决定对股份有限公司注册资本实缴、注册资本最低限额另有规定的，从其规定。
股份有限公司 发起人的出资 义务	【第八十四条第一款】以发起设立方式设立股份有限公司的，发起人应当书面认足公司章程规定其认购的股份；一次缴纳的，应即缴纳全部出资；分期缴纳的，应即缴纳首期出资。以非货币财产出资的，应当依法办理其财产权的转移手续。	以发起设立方式设立股份有限公司的，发起人应当书面认足公司章程规定其认购的股份，并按照公司章程规定缴纳出资。以非货币财产出资的，应当依法办理其财产权的转移手续。
股份有限公司 的设立登记	【第八十四条第三款】发起人首次缴纳出资后，应当选举董事会和监事会，由董事会向公司登记机关报送公司章程、由依法设定的验资机构出具的验资证明以及法律、行政法规规定的其他文件，申请设立登记。	发起人认足公司章程规定的出资后，应当选举董事会和监事会，由董事会向公司登记机关报送公司章程以及法律、行政法规规定的其他文件，申请设立登记。
减少注册资本	【第一百七十八条第三款】公司减资后的注册资本不得低于法定的最低限额。	〔削除〕

(中国アドバイザー一部作成)

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。